

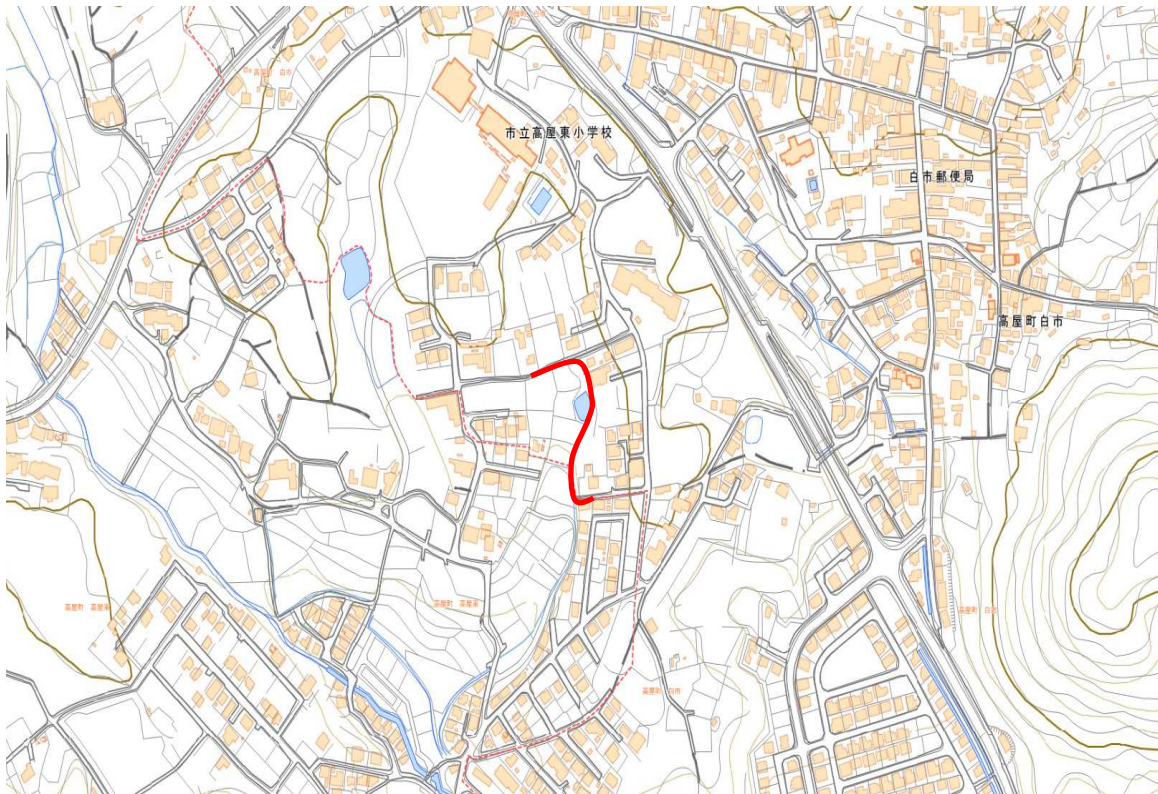
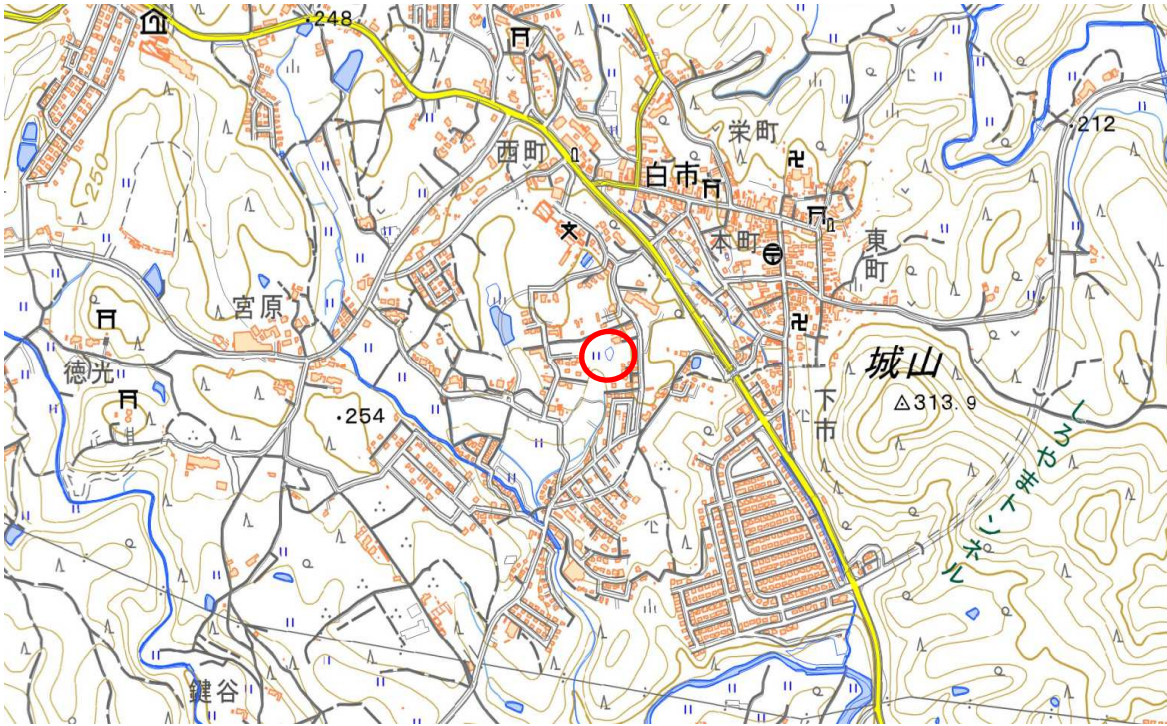
令和8年度
河川維持修繕事業

白市西町区排水路用地測量業務
仕様書

施 工 場 所 東広島市高屋町白市

白市西排水路 位置図

A箇所



(別記様式1)

特記事項 (管理技術者及び照査技術者の選任)

この業務については、次のとおり管理技術者及び照査技術者を定めることが必要である。

業務名	令和8年度 河川維持修繕事業 白市西町区排水路用地測量業務	
委託業務場所	東広島市高屋町白市	
<p>○印がある部分の技術者が必要である。</p> <p>なお当該技術者は、別に定めのない限り、配置時点で直接的かつ恒常的な雇用関係（所属する会社との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前（随意契約にあつては見積書提出日前）までに連続して3か月以上存在すること）にある者とする。</p>		
業務の種類	管理技術者	照査技術者
設計業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
	() (資格は問わない)	() (資格は問わない)
測量業務	(○) (土地家屋調査士)	() (資格要件は別表参照)
地質及び土質調査業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
用地調査等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
建築設計等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
<p>管理（照査）技術者の履行期間途中での交代は、管理（照査）技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き原則認めない。その場合であっても、交代前後における管理（照査）技術者の技術力が同等以上に確保されなければならない。</p>		

(注) 必要とする技術者の欄に、○を付して使用のこと。

(別表)

委託業務	管理技術者及び照査技術者の資格要件			
設計業務	(1) 技術士又はシビルコンサルタントマネージャー(RCCM)の資格保有者			
	設計業務の種類	技 術 士	R C C M	添付書類
	河川・砂防	技術士法（昭和58年法律第25号）第4条に定める技術部門のうち「建設部門」に該当する資格	左記「設計業務の種類」ごとのRCCMの資格	技術士登録等証明書又はRCCMの資格証の写し
	及び海岸・海洋			
	港湾及び空港			
	電力土木			
	道 路			
	鉄 道			
	造 園			
	都市計画及び			
	地方計画			
	土質及び基礎			
	鋼構造及び			
	コンクリート			
	トンネル			
	施工計画・施工			
	設備及び積算			
	建設環境			
上水道及び	上記法に定める技術部門			
工業用水道	「上下水道部門」に該当する資格			
下 水 道				
農業土木	上記法に定める技術部門			
	「農業部門」に該当する資格			
森林土木	上記法に定める技術部門			
	「森林部門」に該当する資格			
水産土木	上記法に定める技術部門			
	「水産部門」に該当する資格			
廃棄物	上記法に定める技術部門			
	「衛生工学部門」に該当する資格			
地質	上記法に定める技術部門			
	「応用理学部門」に該当する資格			

	<p>機械</p> <p>上記法に定める技術部門「機械部門」に該当する資格</p>		
	<p>電気電子</p> <p>上記法に定める技術部門「電気電子部門」に該当する資格</p>		
	<p>(2) (1) と同等の能力と経験を有する技術者 (同上。この場合は、業務の種類を問わず以下の要件を満たせばよい。)</p> <p>【添付書類】 実務経歴書</p> <p>① 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) による大学 (旧大学令による大学を含む。) 又は高等専門学校 (旧専門学校令による専門学校を含む。) の土木工学又は同等の工学に関する科目 (橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。) を習得し、建設コンサルタント等業務 (建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。) に 20 年以上の実務経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に 22 年以上の実務経験を有する者</p> <p>③ その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に 25 年以上の実務経験を有する者</p>		
<p>測量業務</p>	<p>『測量業務共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」又は「土地家屋調査士」であり、高度な技術と十分な実務経験を有する者</p> <p>【添付書類】 資格証の写し又は土地家屋調査士登録証明書の写し</p>		
<p>地質及び土質調査業務</p>	<p>『地質・土質調査業務共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」とし、業務の履行にあたり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者。</p>		
<p>用地調査等業務</p>	<p>『用地調査等共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」(資格要件は次のいずれかに該当する者)</p> <p>(1) 主たる補償業務 (補償コンサルタント登録規程第 2 条に規定する登録部門、(土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償) のいずれかに係る補償業務。以下同じ。) に関し 7 年以上の実務経験を有する者</p> <p>【添付書類】 実務経歴書</p> <p>(2) 主たる補償業務に関する補償業務管理士 (一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条の規定による補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)</p>		

	<p>【添付書類】登録証の写し</p> <p>(3) 補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者）</p> <p>【添付書類】登録に当たり交付される補償コンサルタント登録済みを証する書面の写し（登録部門に係る補償業務管理者の氏名が記載されたもの）</p> <p>(4) 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者</p> <p>【添付書類】実務経歴書</p>
<p>建築設計 等業務</p>	<p>『公共建築設計業務委託共通仕様書（一般社団法人公共建築協会）』に規定する「管理技術者」とし、管理技術者の資格要件は、特記事項に定める。</p> <p>【添付書類】資格証の写し</p>

用地測量特記事項

受注者が土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の場合は第1条の規定を適用し、受注者が第1条の規定を適用されない場合は第2条の規定を適用する。

第1条

- 1 受注者は、契約の履行に当たっては、次の関係法規等を遵守しなければならない。
 - (1) 東広島市契約規則
 - (2) 土地収用法
 - (3) 測量法
 - (4) 土地家屋調査士法
 - (5) 不動産登記法
 - (6) 民法
 - (7) その他関係法規
- 2 受注者は、業務委託契約書（業務委託契約約款、仕様書を含む。）に準拠し、用地測量等上の必要があると認められる区域（以下「調査区域」という。）内の土地等の権利者等（以下「関係人」という。）及び関係のある他の官公署と協調を保ち、調査職員の指示を受けて、正確かつ誠実に用地測量等を行わなければならない。
- 3 業務委託契約約款第1条第2項に掲げる成果物は、次のものとし、その提出部数は原本及び正本1部、副本1部とする。なお、製本については、調査職員の指示によるものとする。
 - (1) 立会証明書
 - (2) 経過記録簿
 - (3) 境界写真台帳
 - (4) 用地計画図
 - (5) 用地実測平面図（道路中心線測点明記）
 - (6) 面積丈量図
 - (7) 座標値計算書
 - (8) 実地調査書
 - (9) 登記用図面
 - (10) その他登記の手続きに必要な添付書類
- 4 受注者は、用地測量等に着手する前に調査区域の現地踏査を行い、土地及び建物等の概況を把握しなければならない。
- 5 用地測量等のために他人の占有する土地、建物又は工作物に立ち入ろうとする場合に必要となる当該土地、建物等の占有者の同意を得る場合において、業務委託契約約款第12条の規定にかかわらず、受注者が直接同意を得ることができる。
- 6 用地測量等のために障害物を伐採する必要がある場合に必要となる当該関係人の同意を得る場合において、業務委託契約約款第11条の規定にかかわらず、受注者が直接同意を得ることができる。
- 7 受注者は、前2項の規定による同意を得ることができない場合は、調査職員に報告して、その指示を受けなければならない。
- 8 用地測量等のため、現地に立ち入ろうとする者は、日出前又は日没後は、宅地又は

垣、柵等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

- 9 受注者は、調査区域内の土地について、管轄登記所の土地登記簿により調査を行い、必要に応じて土地登記簿謄抄本の交付を受ける。また、当該土地に関する地図の転写を行い、登記の手続きに必要な事項を記載する。
- 10 受注者は、あらかじめ用地幅杭及び境界杭の位置を確認し、各筆ごとに測量するとともに、境界杭を打設するものとする。
- 11 受注者は、調査区域内の各境界点に関する関係人を現地に招集し、境界点の立会いを行い、関連する関係人の同意を得るものとする。
- 12 受注者は、現地調査及び境界確認の結果、地図が存在しない地区及び現況と地図が一致しない地区等で、地図訂正を必要とする場合は、直ちにその内容を調査職員に報告しなければならない。
- 13 受注者は、調査職員の指示に従い、地図訂正のために必要と認められる必要最小限度の範囲まで権利調査及び用地測量を行い、地図訂正に必要な関係書類の作成を行うものとする。
- 14 受注者は、前項の地図訂正のために調査区域外の土地所有者等関係者の立会いを必要とする場合は、調査職員の指示に従い、これらの者の立会いを求めるものとする。
- 15 受注者は、用地測量等においての土地等の権利者等との接触に当たっては、土地家屋調査士法（昭和25年7月31日法律228号）第2条に則り、公正かつ誠実に業務を行うものとする。
- 16 接触の結果において、関係人の承諾が得られない場合は、速やかに調査職員に経過記録簿を提出し、指示を受けるものとする。
- 17 接触を行った場合は、全て経過記録簿に記入するものとする。

第2条

受注者は、登記申請に必要な土地の調査、測量及び地積測量図の作成等に従事するものとして、土地家屋調査士法第8条第1項の規定により登録を受けた土地家屋調査士を充てなければならない。

特 記 仕 様 書

本業務の実施に当たっては、広島県制定「設計業務等共通仕様書（令和7年8月）」、「測量業務共通仕様書（令和7年8月）」、「地質・土質調査業務共通仕様書（令和7年8月）」に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

1. 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。（ただし、「設計業務等共通仕様書」第1編第1章第1119条、第1150条、第1編第2章第1209条第12項、「測量業務共通仕様書」第1章第105条、第120条、第156条、「地質・土質調査業務共通仕様書」第1章第120条及び第153条においては読み替えないものとする。）
2. 「契約規則第2条第1項」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替えるものとする。
3. 「契約約款6条」とあるのは「東広島市業務委託契約約款（以下「市契約約款」という。）第5条」、「契約約款7条」とあるのは「市契約約款第6条」、「契約約款8条」とあるのは「市契約約款第7条」、「契約約款9条」とあるのは「市契約約款第8条」、「契約約款10条」とあるのは「市契約約款第9条」、「契約約款11条」とあるのは「市契約約款第10条」、「契約約款12条」とあるのは「市契約約款第11条」、「契約約款13条」とあるのは「市契約約款第12条」、「契約約款15条」とあるのは「市契約約款第14条」、「契約約款18条」とあるのは「市契約約款第17条」、「契約約款19条」とあるのは「市契約約款第18条」、「契約約款20条」とあるのは「市契約約款第19条」、「契約約款21条」とあるのは「市契約約款第20条」、「契約約款22条」とあるのは「市契約約款第21条」、「契約約款23条」とあるのは「市契約約款第22条」、「契約約款27条」とあるのは「市契約約款第26条」、「契約約款28条」とあるのは「市契約約款第27条」、「契約約款29条」とあるのは「市契約約款第28条」、「契約約款30条」とあるのは「市契約約款第29条」、「契約約款31条」とあるのは「市契約約款第30条」、「契約約款33条」とあるのは「市契約約款第32条」、「契約約款40条」とあるのは「市契約約款第39条」と読み替えるものとする。

4. その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
—	—	—	—	前払金		契約金額が50万円以上の委託業務の場合は前払金を請求することができる。 前払金は契約金額の30%以内とする。 その他、前金払の適用は、次の要領による。 業務委託代金前金払実施要領
測量業務共通仕様書						
	1	1	101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
	1	1	118	成果物の提出	4	適用しない。
	1	1	137	低入札価格調査制度		適用しない。
	1	2	150	成果物の提出	2	適用しない。
	1	2	152	業務成績評定		適用しない。
	1	2	154	総合評価落札方式		適用しない。

(1) 本業務は情報共有システムの対象業務（受注者希望型）である。

(2) 工事中情報共有システムを利用するにあたり、発注者に連絡の上、利用申込すること。

(3) 本業務で使用する情報共有システムは次のとおり。

広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）

<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>

(4) 情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。

(5) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。

この場合においては、次のとおりとする。

1) ガイドラインにある工事に関する規定等は業務委託に関する規定等に読み替える。

2) 「CAD製図基準(国土交通省)」および「CAD製図基準に関する運用ガイドライン(国土交通省)」は適用しない。

3) 検査は、情報共有システムにより処理した業務関係書類は、紙に出力することを要せず、電磁的記録により検査を行うものとする。この場合において、当該検査時に必要となる機器は、受注者が準備することとし、検査に必要な電磁的記録は、受注者が当該機器に事前に登録するものとする。ただし、発注者が必要と認めるときは、この限りでない。

(6) 公図等の転写連続図は、令和3年度昭和川測量設計業務にて作成したものを利用するものとする。

(7) 成果物の提出

受注者は、情報共有システムにより処理した各種書類等について、電子成果品として電子媒体（CD-R等）で納品すること。

【業務の内容】

仕様書のとおり。

【成果品】

報告書 1部提出すること。

電子データ 2部提出すること。報告書はMS Word形式及びAdobe PDF形式、設計図面はJWW形式（もしくはSFC形式）とする。なお、数量計算書はMS Excel形式とし、合わせてCD-R等にて提出すること。

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など		数量	単位	単価	金額	備考
測量業務費						
測量業務標準歩掛		1	式			
共通		1	式			
打合せ等		1	式			
打合せ協議		1	式			
打合せ 着工時、中間1回、完成時		1	業務			
路線測量		1	式			
路線測量		1	式			
用地幅杭設置測量		1	式			

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など		数量	単位	単価	金額	備考
路線測量(用地幅杭設置測量) 原野/平地						
		0.13	km			
用地測量						
		1	式			
用地計画						
		1	式			
作業計画						
		1	式			
作業計画(用地測量)						
		1	業務			
現地踏査(用地測量) 原野						
		1	業務			
資料調査						
		1	式			
地積測量図転写(地積測量図のみの転写) 原野						
		0.43	万m2			
境界確認						
		1	式			

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
復元測量(用地測量) 原野	0.43	万m2			
境界確認(用地測量) 原野	0.43	万m2			
土地境界確認書作成(用地測量) 原野	0.43	万m2			
境界測量	1	式			
補助基準点の設置(用地測量) 原野	0.43	万m2			
用地境界仮杭設置(用地測量) 原野	0.008	万m2			
境界点間測量	1	式			
境界点間測量(用地測量) 原野	0.43	万m2			
面積計算	1	式			

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
面積計算(用地測量) 原野	0.43	万m2			
用地実測図原図等の作成	1	式			
用地実測図原図作成 縮尺:1/500	0.43	万m2			
その他	1	式			
土地調査書作成	11	筆			
地積測量図作成 500m2未満	8	筆			
地積測量図作成 500m2以上2,000m2未満	3	筆			
人件費等・材料費・機械経費・技術管理費					
直接経費					

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
旅費交通費	1	式			
旅費交通費	1	式			
旅費交通費	1	式			
旅費交通費(測量)	1	式			
電子成果品作成費	1	式			
電子成果品作成費	1	式			
電子成果品作成費	1	式			
電子成果品作成費(測量)	1	式			
直接測量費					

参 考 図 書

工事名称 : 令和8年度 河川維持修繕事業
白市西町区排水路用地測量業務

<注意事項>

- 1 本工事は、数量公開の対象工事です。
- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。

数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。

令和8年度 河川維持修繕事業 白市西町区用地測量業務

	条件	数量	積算数量 (当初)	単位	摘要
作業計画		1	1	業務	
現地踏査	原野	1	1	業務	
地積測量図転写	原野	0.429	0.43	万㎡	取得筆
復元測量	原野	0.429	0.43	万㎡	〃
境界確認	原野	0.429	0.43	万㎡	〃
土地境界立会確認書作成	原野	0.429	0.43	万㎡	〃
補助基準点の設置	原野	0.429	0.43	万㎡	〃
用地境界仮杭設置	原野	0.008	0.008	万㎡	取得面積
境界点間測量	原野	0.429	0.43	万㎡	取得筆
面積計算	原野	0.429	0.43	万㎡	〃
用地実測図原図作成	1/500	0.429	0.43	万㎡	〃
地積測量図作成	500㎡未満	8	8	筆	〃
	2,000㎡以上4,000㎡未満	3	3	筆	〃
	4,000㎡以上6,000㎡未満	0	0	筆	〃
土地調査書作成		11	11	筆	〃
用地幅杭設置測量	外業のみ	0.131	0.130	Km	測量設計
打ち合わせ協議	着手・中間・納品	1	1	回	

用地取得面積		単位	摘要
	76.000	㎡	用地を取得する筆は11筆
計	0.008	万㎡	

用地測量範囲	面積	単位	摘要
分筆する筆の面積	4,292.000	㎡	500㎡未満の筆8筆 500㎡以上2,000㎡未満の筆3筆 2,000㎡以上4,000㎡未満の筆0筆
現道面積	0.000	㎡	
計	4,292.000	㎡	
	0.429	万㎡	

地積測量図転写	面積	単位	摘要
	4,292.000	㎡	
計	4,292.000	㎡	
	0.429	万㎡	

令和8年度 河川維持修繕事業 白市西町区用地測量業務

	市	町	丁目・字	地番	公簿面積	概算取得面積	登記地目
1	東広島市	高屋町	白市	635-4	141	0.99	宅地
2	原野	高屋町	白市	642-1	296	2.77	田
3	原野	高屋町	白市	642-2	94	6.69	原野
4	原野	高屋町	白市	641	292	28.34	ため池
5	原野	高屋町	白市	639	966	4.42	田
6	原野	高屋町	高屋東	2493-1	925	0.05	田
7	原野	高屋町	高屋東	2492-17	81	6.0	原野
8	原野	高屋町	白市	650-2	472	0.94	原野
9	原野	高屋町	白市	649-1	1,025	25.31	原野
10	原野	高屋町	白市	646-2	391	3.9	原野
11	東広島市	高屋町	白市	647-2	329	0.6	原野
12							
13		8					
14		3					
15		0					
16		11					
17							
18							
19							
20							

計	4,292.0 m ²	76.0 m ²	
現道の面積			
合計	0.429 万m ²	8	500m ² 未満の筆
		3	500m ² 以上の筆
		0	2,000m ² 以上の筆

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系	0 44 東広島市 00-08.05.01(0) 2 委託	凡例 Co … コンクリート As … アスファルト DT … ダンプトラック BH … バックホウ CC … クローラクレーン TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
発注区分	当世代 41 建設コンサル	前世代
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。		

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
測量業務費					X1000
測量業務標準歩掛					Y2A01 レベル1
共通	1	式			Y2A0101 レベル2
打合せ等	1	式			Y2A010101 レベル3
打合せ協議	1	式			Y2A01010101 レベル4
打合せ 着工時、中間1回、完成時	1	業務			SC010100010 00 単第0 -0001 表
路線測量	1	式			Y2A0104 レベル2
路線測量	1	式			Y2A010401 レベル3
用地幅杭設置測量	1	式			Y2A01040113 レベル4
	1	式			

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
路線測量(用地幅杭設置測量) 原野/平地	0.13	km			SC080 00 単第0 -0002 表
用地測量	1	式			Y2A0107 レベル2
用地計画	1	式			Y2A010701 レベル3
作業計画	1	式			Y2A01070101 レベル4
作業計画(用地測量)	1	業務			SF100 00 単第0 -0003 表
現地踏査(用地測量) 原野	1	業務			SF102 00 単第0 -0004 表
資料調査	1	式			Y2A01070102 レベル4
地積測量図転写(地積測量図のみの転写) 原野	0.43	万m2			SF125 00 単第0 -0005 表
境界確認	1	式			Y2A01070103 レベル4

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
復元測量(用地測量) 原野	0.43	万m2			SF132 00 単第0 -0006 表
境界確認(用地測量) 原野	0.43	万m2			SF110 00 単第0 -0007 表
土地境界確認書作成(用地測量) 原野	0.43	万m2			SF111 00 単第0 -0008 表
境界測量	1	式			Y2A01070104レベル4
補助基準点の設置(用地測量) 原野	0.43	万m2			SF112 00 単第0 -0009 表
用地境界仮杭設置(用地測量) 原野	0.008	万m2			SF119 00 単第0 -0010 表
境界点間測量	1	式			Y2A01070105レベル4
境界点間測量(用地測量) 原野	0.43	万m2			SF117 00 単第0 -0011 表
面積計算	1	式			Y2A01070106レベル4

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
面積計算(用地測量) 原野	0.43	万m2			SF120 00 単第0 -0012 表
用地実測図原図等の作成	1	式			Y2A01070107レベル4
用地実測図原図作成 縮尺:1/500	0.43	万m2			SF123 00 単第0 -0013 表
その他	1	式			Y2A01070108レベル4
土地調査書作成	11	筆			SHDA0049 00 単第0 -0014 表
地積測量図作成 500m2未満	8	筆			SHDA0065 00 単第0 -0015 表
地積測量図作成 500m2以上2,000m2未満	3	筆			SHDA0065 00 単第0 -0016 表
人件費等・材料費・機械経費・技術管理費					
直接経費					Z0001

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
旅費交通費	1	式			YZZ0101 レベル2
旅費交通費	1	式			YZZ010101 レベル3
旅費交通費	1	式			YZZ01010101 レベル4
旅費交通費(測量)	1	式			SZZ0101X1 00 単第0 -0017 表
電子成果品作成費	1	式			YZZ0103 レベル2
電子成果品作成費	1	式			YZZ010301 レベル3
電子成果品作成費	1	式			YZZ01030101 レベル4
電子成果品作成費(測量)	1	式			SZZ0103X1 00 単第0 -0018 表
** 直接測量費 **					

施工単価表

路線測量(用地幅杭設置測量)
原野/平地

SC080

単第0 -0002 表

1 km 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師 (外業)	3.4	人			外業
測量技師補 (外業)	3.4	人			外業
測量助手 (外業)	3.4	人			外業
測量技師	1.7	人			内業
測量技師補	3.1	人			内業
直接人件費計					
機械経費	4.0	%			#01 直接人件費×率
材料費	6.0	%			#01 直接人件費×率
変化率					
*** 単位当たり ***	1	km			
A=6 原野/平地			C=3 交通量	0~1,000台未満/12時間	

施工単価表

現地踏査(用地測量)
原野

SF102

単第0 -0004 表

1

業務 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師 (外業)	1.0	人			
測量技師 (外業)	1.0	人			
測量技師補 (外業)	1.0	人			
機械経費	1.0	%			#01 直接人件費×率
材料費	3.5	%			#01 直接人件費×率
小計					
変化率					
*** 単位当たり ***	1	業務			
A=6 原野					

施工単価表

地積測量図転写(地積測量図のみの転写)
原野

SF125

単第0 -0005 表

頁0 -0012

1

万m2 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師補 (外業)	0.4	人			
測量助手 (外業)	0.4	人			
測量技師補	0.2	人			
測量助手	0.3	人			
機械経費	1.0	%			#01 直接人件費×率
材料費	0.5	%			#01 直接人件費×率
変化率					
*** 単位当たり ***	1	万m2			
A=6 原野					

施工単価表

復元測量(用地測量)
原野

SF132

単第0 -0006 表

1

万m2 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師 (外業)	1.7	人			
測量技師補 (外業)	1.7	人			
測量助手 (外業)	1.7	人			
測量補助員 外業	1.7	人			
測量技師	0.5	人			
測量技師補	0.5	人			
測量助手	0.5	人			
機械経費	4.0	%			#01 直接人件費×率
材料費	3.0	%			#01 直接人件費×率
精度管理費	7	%			#02 (直接人件費+機械経費)×係数
変化率					
*** 単位当たり ***	1	万m2			

施工単価表

境界確認(用地測量)
原野

SF110

単第0 -0007 表

1

万m2 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師 (外業)	1.0	人			
測量技師 (外業)	1.0	人			
測量技師補 (外業)	1.0	人			
測量助手 (外業)	1.0	人			
測量技師	0.7	人			
測量技師補	0.7	人			
機械経費	0.5	%			#01 直接人件費×率
材料費	4.0	%			#01 直接人件費×率
変化率					
*** 単位当たり ***	1	万m2			
A=6 原野					

施工単価表

土地境界確認書作成(用地測量)
原野

SF111

単第0 -0008 表

頁0 -0016

1

万m2 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師補 (外業)	0.8	人			
測量助手 (外業)	0.8	人			
測量技師補	0.4	人			
測量助手	0.4	人			
機械経費	1.0	%			#01 直接人件費×率
材料費	0.5	%			#01 直接人件費×率
変化率					
*** 単位当たり ***	1	万m2			
A=6 原野					

施工単価表

補助基準点の設置(用地測量)
原野

SF112

単第0 -0009 表

1

万m2 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師 (外業)	0.8	人			
測量技師補 (外業)	0.8	人			
測量助手 (外業)	0.8	人			
測量補助員 外業	0.8	人			
測量技師	0.4	人			
測量技師補	0.4	人			
測量助手	0.4	人			
機械経費	3.5	%			#01 直接人件費×率
材料費	3.0	%			#01 直接人件費×率
精度管理費	7	%			#02 (直接人件費+機械経費)×係数
変化率					
*** 単位当たり ***	1	万m2			

施工単価表

用地境界仮杭設置(用地測量)
原野

SF119

単第0 -0010 表

1

万m2 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師 (外業)	0.8	人			
測量技師補 (外業)	0.8	人			
測量助手 (外業)	0.8	人			
測量補助員 外業	0.8	人			
測量技師	0.3	人			
測量技師補	0.3	人			
測量助手	0.3	人			
機械経費	3.5	%			#01 直接人件費×率
材料費	4.5	%			#01 直接人件費×率
変化率					
*** 単位当たり ***	1	万m2			
A=6 原野					

施工単価表

境界点間測量(用地測量)
原野

SF117

単第0 -0011 表

1

万m2 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師 (外業)	1.2	人			
測量技師補 (外業)	1.2	人			
測量助手 (外業)	1.2	人			
測量技師	0.2	人			
測量技師補	0.4	人			
測量助手	0.4	人			
機械経費	4.5	%			#01 直接人件費×率
材料費	2.5	%			#01 直接人件費×率
精度管理費	7	%			#02 (直接人件費+機械経費)×係数
変化率					
*** 単位当たり ***	1	万m2			
A=6 原野					

